平成21年度介護保険の制度改正

要介護(要支援)認定 4月申請分から新制度に

３年に１度の制度見直しにより、これまでの認定調査項目８２項目が、新しい６項目を加え、１４項目を削除し、４月申請分からは最終的に７４項目となりました。

この見直しにより、調査基準が統一され「能力」「介助の方法」「当該行動の有無」を調査時における実際の状況で判定するようになりました。

その為、骨折等で手術をしたばかりの方や、転院された（居住環境が変わった）ばかりの方等は、次回更新申請をされる時と状況が変わる恐れがある為、状態が落ち着いてから申請をされることをお勧めします。

また、介護認定審査会においても、運動機能の低下していない認知症高齢者の取り扱いが変わり、介助にかかる手間のとらえ方が見直されました。

実施時期について

新規・更新・変更のいずれの申請においても、４月１日以降の申請分が新制度での審査判定となります。４月以前に申請を行った場合は、結果通知が４月１日以降に行われる場合であっても、旧制度での審査判定となります（右図参照）。

図)4月以前に申請を行った場合

旧制度での審査判定
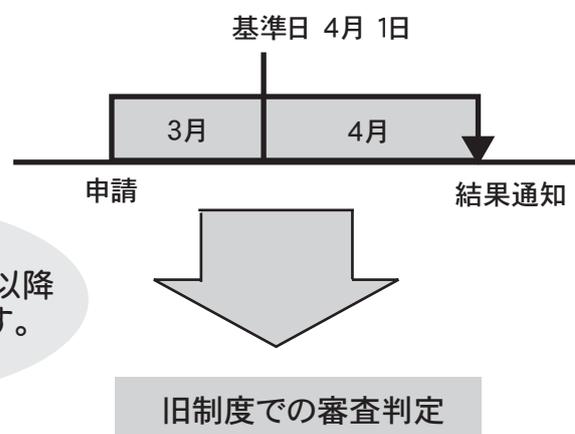
【問い合わせ・申請先】保険課介護保険係☎５３－３１１８

介護用品の購入の助成を行います

香美市での介護保険要介護度４および５の認定者で、在宅生活されている非課税世帯の高齢者を常時介護されている市内在住の家族の方に、介護用品の購入の助成(年額６万円まで)を行います。

対象となる物
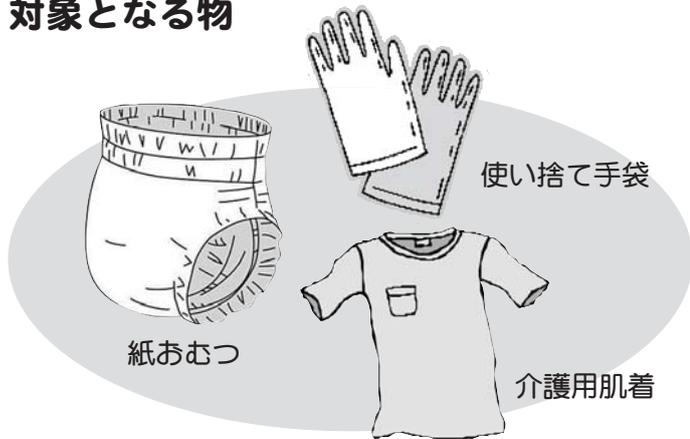
このほか、尿取りパット・介護用防水シーツ・食事用エプロン・おしり拭き・ウェットティッシュ・ガーゼ・清拭剤など必要と認められるもの

かりかり　モモコちゃん
©やなせたかし

【問い合わせ・申請先】地域包括支援センター☎５３−３１２７（市役所北分室ＮＴＴビル内）
健康づくり推進課　☎５９−３１５１（保健福祉センター香北内）
物　部　支　所　☎５８−３１１１

学生納付特例制度をご存じですか？
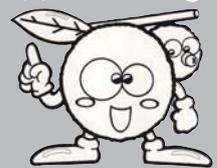
学生には、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

承認を受けた期間は？

老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。１０年以内であれば猶予された国民年金保険料を社会人になってから納付(追納)できますので、将来受け取る年金額を満額に近づけるためにも追納するようにしましょう。（※１）

©やなせたかし

対　象　者	２０歳以上の学生で、前年の所得が１１８万円（※２）以下の方（平成２０年度の所得基準）
申請に必要な物	年金手帳、学生証の写しまたは在学証明書 印鑑（本人署名の場合は不要）
注　意　事　項	申請は毎年度必要です。前年度に承認を受けていた方も、継続の希望をされる方は再度申請をお願いします。申請が遅れると障害基礎年金等が受けられなくなる場合があります。 また、経済的に余裕がある場合は、保険料を納付する方がおトクです。 なお、前年度に学生納付特例の申請をされた方で、「申請ハガキ」が届いた場合は、必要事項を記入し、返信していただくことで手続きができます。

※１ 承認を受けた年度から起算して３年度目以降に追納する場合には、一定の額が加算されます。
※２ 扶養親族等がいる場合や社会保険料控除等がある場合は、その数や金額に応じた額が加算されます。

【問い合わせ・申請先】保険課年金係☎５３−３１１５